

日本で運転できる免許証

日本の運転免許証をお持ちでない方が日本で運転する場合は、下記のいずれかの免許証を持っていないけません。

道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）に基づく 国際運転免許証

自動車等の運転に関する外国の運転免許証

（日本と同等の水準にあると認められる免許制度を有している国又は地域で、下記の5ヶ国と1地域に限ります。）

スイス連邦
ドイツ連邦共和国
フランス共和国
イタリア共和国
ベルギー王国
台湾

当該外国の大使館、領事館又は日本自動車連盟（JAF）、亜東関係協会（台湾のみ）が作成した日本語による翻訳文が添付されているものに限ります。

日本で運転できる期間

日本に上陸した日から1年間又はお持ちの国際免許証等の有効期間のいずれか短い方の期間となります。

ただし日本国内に住民登録されている方が出国し、又は外国人登録されている方が再入国の許可等を受けて日本から出国し、3ヶ月未滿で帰国した場合は、その帰国（上陸）の日は運転可能期間の起算日（上陸した日）とはなりませんので、詳細は免許センター又はお近くの警察署にご確認ください。